

第4回 桐生・みどり新市建設 研究会を開催しました



10月21日(水)に「第4回桐生・みどり新市建設研究会」を開催しました。今回の研究会では、各ワーキンググループにおける研究作業の進捗状況などに関する報告(表1)に加え、合併協議に必要な項目についても、一つの考え方として事務レベルの検討結果(表2)が報告され、承認されました。

定第5回研究会に向けて、さらに研究を深め、これまでの検討結果を最終報告としてとりまとめることが確認されました。

なお、研究会の開催結果については、開催後速やかに広報きりゅうや市ホームページなどを通じてお知らせします。

問い合わせは、広域調整室(☎内線386)へ。広域調整係(☎内線386)へ。

表1：各ワーキンググループにおける研究作業の進捗状況などに関する報告

研究項目	ワーキンググループの報告内容
両市の行政サービスの水準	市民生活に直結し、市民の関心が高い行政サービスとして抽出した423項目のうち、両市の行政サービスに差があり調整を図る必要がある98項目について、両市が一つになった場合でもサービス水準を維持・向上させるためには、総額約6億9,000万円の追加財源が必要との検討結果が報告されました。
両市の共通する課題、地域の抱える課題の解決	両市が抱えている課題として抽出した93項目のうち、両市が共通して問題意識を持つ課題が18項目、それぞれの市が抱えている課題が75項目あり、そのうち、約80%の項目について、解決策を実行する際に財源が必要との検討結果が報告されました。
都市経営、行政運営から見た将来像	両市が一つになった場合を想定し、人口17万人規模の都市における組織の規模や職員数などに関する検討を行った結果、合併後10年間で約75億円の人件費の削減が可能との試算結果が報告されました。
両市を一体的に考えた都市デザイン	両市が一つになった場合を想定し、総合的な地域づくりを検討する上で、根幹となる要素である「都市整備方針：土地利用規制の段階的な導入方針など」「教育施設(学校)：小規模校の教育に関する今後の方針など」「スポーツ施設：拠点スポーツエリアに関する整備方針など」について、基本的な考え方などの検討結果が報告されました。

表2：合併協議に必要な項目について一つの考え方として事務レベルで検討した結果

協議項目	検討結果	
合併の方式	新設合併	
新市の名称	公募など(現在の両市名も可とした公募又はアンケートの実施)	新市名は公募とし、地域自治区として桐生区・みどり区を設定(現在の両市名は不可とした新しい名称を公募)
事務所の位置	J R岩宿駅周辺 <主な選定理由> ・将来的に人口増加が見込まれる地域 ・J R岩宿駅や国道50号などとの良好なアクセス性	桐生市広沢町二丁目地内 (新桐生駅に隣接する既存ビルを活用) <主な選定理由> ・既存ビルの活用による建設経費の大幅な縮減 ・新桐生駅との良好なアクセス性
議会議員の定数、任期	定数：34人の範囲内	
	任期(在任特例期間)：合併後2年の範囲内	

ふるさと納税

ワンストップ特例制度

確定申告をしなくても
寄附金控除を受けることができます

ふるさと納税をした場合、所得税と個人住民税から寄附金控除を受けるには確定申告が必要となりますが、確定申告が不要な給与所得者などに對し、ふるさと納税者の増加、負担軽減を図るために手続きが簡素化されました。これがふるさと納税ワンストップ特例制度（特例制度）です。ふるさと納税をする際に寄附先の団体に特例制度の申請をすることで、確定申告をしなくても寄附金控除を受けることができるようになります。

特例制度が利用できる きない場合があります

次の項目に一つでも該当する人は、特例制度を利用できません。

- 年収2000万円以上の給与所得者の人
- 特例制度の申請を6団体以上にした人
- 平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間にふるさと納税をした人

- 医療費控除などを受けるために確定申告又は個人住民税の申告をした人
- 特例制度の申請をした後に住所変更があり、寄附先団体に住所変更の届出書の提出をしていない人

特例制度が 利用できない場合は

特例制度を利用できない人が、寄附金控除を受けるためには確定申告をする必要があります。

- 平成27年分の確定申告期間は平成28年2月16日（火）から3月15日（火）までとなります。申告期間中に寄附金の受領証、及び平成27年中の収入の分かる書類（源泉徴収票など）を持参して税務署で確定申告を行ってください。
- 確定申告についての問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内、☎223121）へ。
- 特例制度についての問い合わせは、税務課市民税係（☎内線227）へ。

ふるさと納税に 御協力をお願いします

市では、ふるさと納税制度を活用し、「ふるさと桐生応援寄附金」の名称で寄付を募集しています。

ふるさと納税とは「生まれ育ったふるさと」や「心のふるさと」としている地域を応援したいという想いを「寄付」という形でふるさとに届けることができる制度です。

皆さんからの寄附金は、市の自然保護やまちづくり、子育て支援など、寄付申し出時の希望に沿う取り組みに活用させていただきます。

また、寄付していただいた皆さんには記念品としてキノピーグッズと黒保根産米（試食用2合）などをお送りします。

寄付の方法は、市役所3階の企画課へ申し出ていただくか、市ホームページを御覧ください。

市外にお住まいの御家族や御親戚、御友人にも、是非「ふるさと桐生応援寄附金」を御紹介ください。

ふるさと納税についての問い合わせは、企画課企画係（☎内線524）へ。

年末の滞納整理を実施します

市では、12月を「市税収納強調月間」として、滞納されている人への電話や訪問による納税催告を強化します。また、夜間や休日の納税催告も実施します。

市の健全な財政運営を進める上で、市税は大切な自主財源です。納期限までの納付に御協力ください。

市税を滞納すると

市税を納期限までに納めないと、延滞金も含めて納めていただくこととなります。

また、督促状や催告書、電話などによる催告にもかかわらず、納付されない場合には、給与や預貯金などの滞納処分（差押え）を受けることもあります。

納期限までに市税を納付することができない場合には、そのままにせず、市役所1階の納税課へ御相談ください。

口座振替を 利用しましょう

口座振替の申し込みをすれ

ば納期ごとの納め忘れもなく
便利で確実です。

また、コンビニエンスストアやパソコン、携帯電話などを使つてのインターネットバンキングやペイジー対応のATMでも納めることができます。

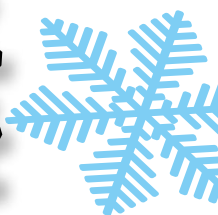
納税相談・受け付け

時間 11午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）
場所 1納税課（市役所1階）
※納税については、月曜日からの金曜日まで（祝日を除く）の午後6時30分まで受け付けています。

問い合わせは、納税課納税係（☎内線239）へ。



大雪に備えを



まもなく降雪の時期を迎えます。昨年2月には、桐生市においても記録的な大雪となりました。各家庭において雪への備えをお願いします。

問い合わせは、安全安心課防災係（☎内線415）又は土木課維持係（☎内線619）へ。

テレビやラジオで情報収集を



大雪に対する備えとして、テレビやラジオの天気予報やニュースで、あらかじめ情報を集めましょう。

また、雪が降った後も、関連する情報をチェックしておくことが大切です。

大雪が降ったら不要不急の外出はしない



積雪時の外出は、できるだけ避けましょう。転倒や事故など、不測の事態につながる可能性があります。

どうしても外出しなければならぬ場合は、十分に注意が必要です。車を運転するときは、冬用タイヤの装着と普段以上の安全運転を心掛けましょう。

除雪をするときと、車を運転するときの注意事項は、次のとおりです。確認しておきましょう。

○除雪をするときは

・カーポートや車庫などの倒壊、屋根雪の落下に注意して、屋根の下に近づかないでください。

・消防車や救急車などが通行できるように、生活道路の除雪などに協力しましょう。

・歩道などの除排雪に協力しましょう。

・道路除雪は、除雪車が道路の左右に雪を寄せます。家の間口や車庫前の除雪は各家庭でお願いします。

・除雪された雪を道路や歩道に出さないでください。路面凍結や路面が凹凸状になり、交通事故の原因となります。

・家の前や車庫出入り口の障害物（踏み台、看板ブロックなど）は除雪の妨げになりますので取り外すか、片付けてください。

○運転をするときは

・路上駐車はやめましょう。除雪作業の支障や事故の原因となるだけでなく、緊急車両が通れなくなります。普段から次の項目をチェックしておきましょう。

□バッテリー

□燃料は満タンに、軽油は不凍性のものを

□乗車前に靴底の雪を払う
・次のものを車に積んでおく

と、いざというときに便利です。

□チェーン

□脱出マット

□軍手・ゴム手袋

□スコップ

□ウォッシュャー液

□ブースターケーブル

□けん引ロープ

・運転中は、急ハンドル、急ブレーキは避け、安全速度を守り、車間距離を十分にとりましょう。

除雪車で除雪作業をするにあたって御協力を



●優先除雪区間を定めて除雪します。優先除雪区間は、高速道路、国道及びこれらを連絡する幹線道路で防災面からも重要な道路です。

●効率的な除雪作業を行うために、通行止め規制を実施する場合があります。

●除雪作業の支障となる放置車両は、災害対策基本法により道路管理者が移動することがあります。

●通勤・通学時間に間に合わせるため、深夜・早朝の除雪作業をすることがあります。

●除雪車から皆さんが見えないことがあり、大変危険ですので、近づかないでください。



水道の凍結に御注意を



- 寒さが厳しくなる季節がやってきました。水道の凍結による断水や破裂の問い合わせ、相談が多く寄せられる季節です。水道が凍結すると、水が出なくなったり、水道管やメーターが破裂したりします。修理に思わぬ費用がかかる場合がありますので、御注意ください。
- 凍結しやすいところ
 - ・屋外に露出している水道管
 - ・家の外に有る給水栓
 - ・家の北側に有り、陽の当たらないところの水道管やメーター
 - 水道の凍結を防ぐには
 - ・水道管や給水栓を保温材や毛布、布切れなどで濡れないように包みます。
 - ・メーターを保護するためにメーターボックスの中に発泡スチロールなどを入れ、保温します。
- 問い合わせは、工務課給水係（☎内線331）へ。

国民年金のお知らせ



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」再発行は年金事務所へ

平成27年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるための年末調整や確定申告を行うときには、日本年金機構が国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。11月上旬に郵送されていますので、各書類に添付してください。もし、紛失してしまった場合などは、桐生年金事務所でも再発行ができます。なお、10月1日から12月31日までに、今年始めて国民年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に送られます。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）へ。

年金受給者が死亡したら届け出を

年金受給者が死亡したときは、14日以内に「年金受給権者死亡届」を桐生年金事務所へ提出してください。

なお、国民年金のみを受給していた場合は、市役所1階の市民課又は新里・黒保根支所市民生活課で手続きができます。

また、死亡当時に受給者と生計をともにしていた遺族は、死亡した月分までの未支給年金を請求できる場合がありますので、御相談ください。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

児童手当・児童扶養手当

業務用封筒の 有料広告を募集

児童手当・児童扶養手当の通知などを発送する封筒に掲載する有料広告を募集します。

- 広告の掲載媒体 Ⅱ 児童手当・児童扶養手当業務用封筒（長さ3号・窓あき）
 - 掲載場所 Ⅱ 封筒裏面
 - 広告掲載規格 Ⅱ 1 枠の大きさは、縦4センチメートル、横9センチメートル
 - 刷り色 Ⅱ 黒1色
 - 募集枠数 Ⅱ 4 枠（超えた場合は、抽せん）
 - 作成予定枚数 Ⅱ 1 万7000 枚
 - 使用時期 Ⅱ 平成28年4月上旬から在庫終了までのおおむね1年程度
 - 1 枠当たりの掲載料 Ⅱ 5 万3900 円
 - 掲載条件 Ⅱ 納付すべき市税なし
- 広告掲載基準、掲載の順位などは、桐生市公用封筒広告掲載要綱を御覧ください。
- 申込用紙及び桐生市公用封筒掲載要綱は、子育て支援課と市ホームページにあります。
- 問い合わせは、子育て支援課子育て支援係（☎内線268）へ。
- 広告の掲載媒体 Ⅱ 児童手当・児童扶養手当業務用封筒（長さ3号・窓あき）
- どこを滞納していないこと
申し込み Ⅱ 12月15日（火）までに桐生市公用封筒広告掲載申込用紙に必要事項を記入の上、市役所1階の子育て支援課へ直接提出してください。

出演者概要など

区分	概要	対象	募集人数
①レンタル	桐生織の着物・帯と小物を貸し出します	個人（女性）のみ	10人程度
②桐生織愛好家	桐生織の着物又は帯を着用の人	個人、家族・グループ（5人まで）	10人程度
③一般	お持ちの着物を着用の人	どなたでも	5人程度

※当日の午前中に会場に来場できる人が対象です。

※①の人は、費用 1,000 円（レンタル料、着付け代）がかかります。

※②・③の人は、会場に着替え場所はありませんので、着物（作務衣、甚平を除く）を着て集合してください。

※出場者に対して出演料、交通費、ヘアメイク代、着物クリーニング代などの支給はありません。

※各募集人数を超えた場合は、抽せんになります。

※営業活動や政治、宗教的内容、公序良俗に反する内容の出演はお断りします。



きものファッションショーの 出場者を募集します

申し込みは、12月21日（月）まで

平成28年2月20日（土）に地場産業振興センターで行うきものファッションショーの出場者を募集します。左表の3区分のいずれかで、御応募ください。

出場者には、1人（組）ずつステージでウォーキングとポーズをしていただき、司会者が放送で出場者とファッションのポイントを紹介しします。

また、出場者には、記念品を贈呈します。

申し込みは12月21日（月）まで（当日消印有効）に出場エントリー用紙に必要事項を記入の上、郵送（〒376

・8501桐生市役所産業政策課）、又は電子メール（sangyo@city.kiryu.lg.jp）で申し込んでください。なお、

②・③での申し込みには、着用予定の着物を着た応募者が写っている写真（又はデータ）の添付が必要です。

出場エントリー用紙は、産業政策課、各公民館、市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課 工業労政係（☎内線565）へ。

宝くじの収益をまちづくりに 生かしています

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益金を財源に、コミュニティ助成事業を行っています。

この事業を通じて自治会活動の拠点である集会所の活用を促進するため次の必要な備品が整備されました。問い合わせは、市民生活課 市民活動支援係（☎内線383）へ。



第16区自治会
エアコン



第4区自治会
自動体外式除細動器・冷蔵庫

平成28・29年度

入札参加資格申請を 受け付けます（建設工事）

入札参加資格申請を電子申請で受け付けます。入札参加を希望する業者の皆さんは、必ず申請の手続きをしてください。

申請は、ぐんま電子入札共同システムのホームページ（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）から行ってください。

受付期間は、12月16日（水）

から平成28年1月15日（金）まで（土、日、祝日、年末年始を除く）で、受付時間は午前9時から午後5時までです。

新規登録の場合は、予備登録と本登録の手続きが必要です。

問い合わせは、契約検査課 工事検査係（☎内線553）へ。

■ 主な施設の年末年始業務 ■

■ 休み

		26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	1/1 (元日)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	5 (火)	6 (水)
庁舎・教育・文化	市役所	☎46-1111											
	新里支所・新里公民館	☎74-2211											
	黒保根支所・黒保根公民館	☎96-2111											
	自然観察の森	☎65-6901											
	桐生が岡遊園地	☎22-7580											
	桐生が岡動物園	☎22-4442											
	カリビアンビーチ	☎70-2121											
	桐生スケートセンター	☎44-9317											
	図書館	☎47-4341	16時閉館	17時閉館									
	新里図書館	☎74-8080	16時閉館	17時閉館									
	中央公民館	☎47-4343	17時閉館	17時閉館									
	地区公民館(新里・黒保根を除く)			17時閉館									
	青年の家	☎47-2186											
	伝建まちなか交流館	☎22-1122											
	桐生明治館	☎52-3445											
	有鄰館	☎46-4144											
	絹然記念館	☎44-2399											
	市民文化会館	☎40-1500											
	新里郷土文化保存伝習館	☎74-5101											
	黒保根歴史民俗資料館	☎96-3125											
青少年野外活動センター	☎32-2644												
県立ぐんま昆虫の森	☎74-6441												
保健・福祉	保健福祉会館・健康づくり課	☎47-1152											
	子育て支援センター	☎46-5031											
	新里町保健文化センター	☎74-5550											
	黒保根町保健センター	☎96-2266											
	総合福祉センター	☎43-0183											
	美原・川内・境野・東長寿センター				午後休館								
	広沢老人憩の家	☎54-0881			午後休館								
	ふれあいホーム	☎44-9145		午後休館									
	新里福祉センター	☎74-0090											
	黒保根老人休養センター	☎96-2200											
その他の	地場産業振興センター	☎46-1011											
	桐生市民活動推進センター	☎47-4066											
	桐生観光物産館わたらせ	☎40-1888											
	斎場	☎54-1204											
	清掃センター	☎74-1010											
梅田ふるさとセンター	☎32-1100												

●美原・川内・境野・東長寿センター、広沢老人憩の家、ふれあいホームの午後休館日は、午前中の利用料が無料となります。

●桐生スケートセンターは、12月25日から12月30日までと、1月2日から1月7日までの開場時間は、午前10時から午後5時までです。

納税・家賃などの年末受付

◆ 納税と納税相談

期日＝12月29日(火)・30日(水)

時間＝午前9時～午後4時

場所＝納税課(市役所1階)

※新里・黒保根支所では12月29日(火)の午前9時から午後4時まで納付受付のみを行います。

◆ 市営住宅家賃・駐車場使用料の納付

期日＝12月29日(火)・30日(水)

時間＝午前9時～午後4時

場所＝群馬県住宅供給公社桐生支所(市役所4階)

年末年始のごみ収集・持ち込み

年末年始のごみと再生資源の収集を下表のとおり行いますので、分別してごみステーションに出してください。

年末年始の清掃センターへのごみの持ち込みは12月30日(水)までと1月4日(月)からです。

受付時間は午前8時30分から午後4時45分までです。

問い合わせ＝ごみの収集…清掃センター清掃係(☎74-1014)へ
ごみの持ち込み…清掃センター施設係(☎74-1010)へ

区/期日	12/28(月)	12/29(火)	1/4(月)	1/5(火)
1・2・6・8・9・10・14	紙類	可燃	—	可燃
3・4・5・12・13	可燃	—	可燃	—
7・11・17	不燃	可燃	—	可燃
15・16・18	可燃	—	可燃	—
19・20	—	可燃	—	可燃/段ボール
21	—	可燃	—	可燃
22	可燃	—	可燃	—